標準委員会セッション 2「低レベル放射性廃棄物の埋設地に係る覆土の施工方法 及び施設の管理方法」: 201X 改定標準案の概要について

(2) 新規制基準に対応した主な標準改定内容について [1] (箇条4 段階管理による安全確保の方策、箇条7記録)

(2) The main revise contents based upon the new Regulation Chap.4 Plan of safety ensuring by the Stage Management and Chapter 7 Records

新堀雄一 1 , *吉原恒一 2 , 関口高志 3 , 1 東北大学, 2 原子力安全推進協会, 3 戸田建設㈱

1. 段階管理による安全確保の方策

1-1. 一般

低レベル放射性廃棄物の処分において、公衆の被ばくを合理的に達成できる限り低く抑えるためには、 国が許可基準規則などで定める基本安全機能を有する廃棄物埋設施設の管理が必要となる。この管理においては、放射線の影響が安全上支障のないレベルになるまでの間、放射能の減衰に応じて管理の内容を段階的に軽減しながら実施していく。段階管理の各段階において満たすべき基本安全機能として、処分方法ごとに、遮蔽、閉じ込め、移行抑制などがある。第二種廃棄物埋設事業者(以下"事業者"という。)は、段階管理の実施にあたっては、処分方法ごとに、各段階において要求される基本安全機能に対応した具体的な管理の内容を規定する。

また、次の段階への移行にあたっては、移行のための要件及びその確認方法を処分方法ごとに規定し、 "定期的な評価等"を実施することにより、許可基準規則への適合性を確認する。

1-2. 基本安全機能を満たすための管理措置

基本安全機能を満たすための管理措置は、覆土の施工及び保安のために講ずべき措置(遮蔽その他適切な措置、廃棄物埋設地に係る保全、監視)がある。段階に応じた管理措置の実施時期のピット処分における事例を図1に、トレンチ処分における事例を図2に示す。また、ピット処分及びトレンチ処分の基本安全機能を満たすための管理措置、及びその管理項目を表1及び表2に示す。

1-3. その他の管理措置

その他の管理措置としては、保安のために講ずべき措置(周辺監視区域に係る監視、定期的な評価等)がある。

1-4. 段階移行要件及びその確認方法

埋設された放射性廃棄物の放射能の減衰によって公衆への影響が低減することで管理を段階的に軽減することが可能となる。ここでは、移行前の段階における基本安全機能に対する要求事項が適切に満たされていることを前提に次の段階に移行できる管理期間内の移行要件及びその確認方法をピット処分及びトレンチ処分の各々につき、表3、及び表4に示す。なお、周辺監視区域を廃止して次段階に移行する場合においても、遮蔽及び移行抑制の監視は法令要求により継続的に行う必要があるが、放射能の減衰に応じて管理を軽減することはできる。

Yuichi Niibori¹, *Kouichi Yoshihara², Takashi Sekiguchi³,

¹Tohoku Univ., ²Japan Nuclear Safety Institute, ³Toda Corporation,



図1 ピット処分の各段階及び各工程における基本安全機能と管理措置の実施時期の事例

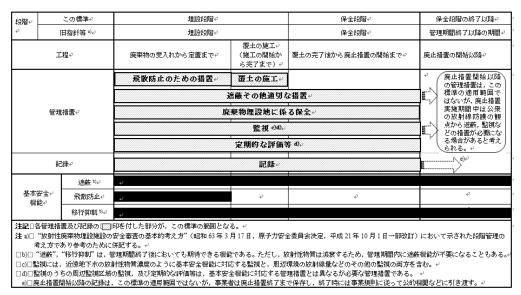


図 2 トレンチ処分の各段階及び各工程における基本安全機能と管理措置の実施時期の事例

表 1 ピット処分における基本安全機能に対応する管理措置及びその管理項目

段基本安全			管理措置↩	- 管理項目↩		
階←	機能↩	区分↩	目的↩	EXTACT.		
埋設段階	遮蔽₽	遮蔽その他 適切な措置	・施設に起因する外部被ばく線量 のが周辺監視区域外の線量限度 を超えないようにすること。 や ・(設計目標) ALARA の考え方の 下,施設に起因する外部被ばく 線量が合理的に達成できる限り 十分に低いものであること。 や	・廃棄物理影施設の遮蔽体の巡視・点 検(異常がないことの確認)。 ・廃棄物理影施設の位置・構造・遮蔽 部材厚・遮蔽部材密度(線量評価条 件を逸脱しないことを施設検査で確 認。。 ・廃棄体の受入れ検査など(施設固有 の受入れ条件を満足することを確認)。 ・施設固有の揀業条件の遵守。		
	:閉じ込め←	廃棄物↓ 埋設地に係 る保全↓	・廃棄物埋設地の閉じ込めを維持 すること。↓	・周辺監視区域への立入り制限↓ ・廃棄物理設施設の巡視・点検↓ ・監視設備及び測定設備の総結持管理↓ ・埋設保全区域の設定及び巡視・点検↓		
		監視↩	・閉じ込めが設計どおり機能して いること〈バックグラウンドに 対して有意な漏出のないこと〉。+	・近傍地下水中の放射性物質濃度の測 定ゼ ゼ		
	移行抑制	覆土の↩ 施工・b↓→	・陥没のような大きな変形が生じる原因となる空隙が残らないこと。 ・埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないこと。↩	・覆土材の選定方法↔ ・覆土の施工方法↔ ・覆土の施工方法↔ ・覆土の施工方法↔ ・覆土の施工方法↔ ・覆土の厚さ↔		

表1 ピット処分における基本安全機能に対応する管理措置及びその管理項目(続き)

段⊬	基本安全		管理措置↩	管理項目↩			
階₽	機能₽	区分₽	目的↩				
保	遮蔽₽	遮蔽その他 適切な措置	・施設に起因する外部級はく線量 が周辺監視区域外の線量限度を 超えないようにすること。4 ・(設計目標) ALARA の考え方の 下,施設に起因する外部被ばく線 量が合理的に達成できる限り十 分に低いものであること。4	・廃棄物埋設施設の遮蔽体の巡視・点 検(異常がないことの確認)↓ ・適切な時期における周辺監視区域の 廃止↓			
金段階↔	移行抑制。	廃棄物↓ 埋設地に係 る保全↓	・廃棄物理設地の移行抑制を維持 すること。4	・周辺監視区域への立入り制限↓ ・監視設備及び測定設備の維持管理↓ ・埋設保全区域の巡視・点検↓			
5),		監視∮↩	・移行抑制が適切に機能している こと(漏出状況,生活環境への移 行)。』 4	・近傍地下水中の放射性物質濃度の 測定↔ ・周辺監視区域内の地下水中の放射性 物質濃度の測定↔ ・適切な時期における周辺監視区域の 廃止↔			
保全段	遮蔽₽	遮蔽その他 適切な措置	・施設に起因する外部被ばく線量 ・が周辺監視区域外の線量限度を 超えないようにすること。↓ ・(設計目標)ALARAの考え方の 下,施設に起因する外部あばく線 量が合理的に達成できる限り十 分に低いものであること。↓	・廃棄物理設施設の遮蔽体の巡視・点 検(異常がないことの確認)↓			
階●	移行抑制。	廃棄物↓ 埋設地に係↓ る保全↓	・廃棄物埋設地の移行抑制を維持 すること。↓ ・農耕作業などの特定行為を禁止 又は制約すること。↓	監視設備及び測定設備の維持管理理設保全区域の巡視・点検特定行為の禁止,制約に係る立札などの設置及び維持管理			
		監視♬↩	・移行抑制が適切に機能している ことり(漏出状況,生活環境へ の移行)。4	・近傍地下水中の放射性物質濃度の測定や			

表 2 トレンチ処分における基本安全機能に対応する管理措置及びその管理項目

段。	基本安全	本安全					
階。	機能。	区分。	目的。	管理項目。			
埋設段階	遊蔽,	遮蔽その他適 切な措置。	・施設に起因する外部被ばく線量 の が周辺監視区域外の線量限度を超 えないようにすること。 ・設計目標)ALARAの考え方の下、 施設に起因する外部被ばく線量が 合理的に達成できる限り十分に低 いものであること。。	・覆土の巡視・点検(異常がないことの確認)。 ・覆土の位置・構造・遮蔽部材厚・遮蔽部材 密度(線量評価条件を逸眺しないことを施 設検査で確認)。 ・受入れ検査など(放射性廃棄物が施設固有 の受入れ条件を満足することの確認)。 ・施設固有の操業案件の遵守。			
	飛散防止。	飛散防止のた めの措置。	・放射性物質を含む粉塵の大気中へ の飛散を防止すること。。	・ 廃棄物を容器などに収納することにより飛 散防止措置を講する場合は、作業手順遵守 などによる損傷防止の措置。 ・テントなどで飛散防止措置を講ずる場合は、 それらの設備に異常がないことの確認。 ・作業手順の遵守などによる落下防止の措置。			
a).1	移行抑制	覆土の。 施工 ^{b)} 。	・陥没のような大きな変形が生じる 原因となる空隙が残らないこと。。	・ 覆土材の選定方法。 ・ 覆土の施工方法。 ・ 覆土材の選定方法。			
			・埋設 した物が容易に露出 しないこと。。。	・覆土の施工方法。 ・覆土の厚さ。			
			廃棄物。 埋設地に係る 保全。	・廃棄物埋設地の移行抑制を維持すること。。	・周辺監視区域への立入り制限。 ・監視設備及び測定設備の維持管理。 ・埋設保全区域の設定及び巡視・点検。		
		監視 🔍	 移行抑制が適切に機能していること。(生活環境への移行)。⁹。 	・周辺監視区域内の地下水中の放射性物質濃度の測定。			
保。	速蔽,	遮蔽その他適 切な措置,	・施設に起因する外部被ばく線量 のが周辺監視区域外の線量限度を超えないようにすること。。 ・(設計目標) ALARA の考え方の下,施設に起因する外部被ばく線量が 合理的に達成できる限り十分に低いものであること。。	・覆土の巡視・点検(異常がないことの確認)。			
階。	移行抑制.	廃棄物。 埋設地に係る 保全。	・ 廃棄物埋設地の移行抑制を維持すること。 ・ 農耕作業などの特定行為を禁止又 は制約すること。。	監視設備及び測定設備の維持管理。埋設保全区域の巡視・点検。特定行為の禁止、制約に係る立札などの設置及び維持管理。			
		監視 引,	・移行抑制が適切に機能していること。(生活環境への移行)。 ⁵ 。	・ 近 傍地下水中の放射性物質濃度の測定。			
上注→	「注→a)→埋設 の終了時点で周辺監視区域を廃止することを想定した。」						

- 注→a)-埋設の終了時点で周辺監視区域を廃止することを想定した。

 → b)-この管理項目の中に設計、施工管理、施工時の品質管理を含む。
 → c)--施設設計及び地質条件に応じて監視場所、監視頻度、監視期間などを個別に設定し、移行抑制の監視。すな
 わち廃棄物埋設地からの漏出の監視と、生活環境への移行の監視を実施する。ただし、移行抑制の監視結果
 又は定期的な評価等の実施結果などを考慮し、監視場所、監視頻度、監視期間などを見直すことができる。。
 → d): "施設に起因する外部被ばく線量"とは、"廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ
 線による事業所周辺の公衆の外部被ばくの線量"のことをいう。。
 a): "移行抑制が適切に機能していること"とは、設計・安全評価の時点で見込んだ移行状況を有意に逸脱する
 事象が生じていないことを意味する。具体的には、放射性物質の移行状況が安全評価において想定した程度
 あるいはそれ以下に収まっていることをいう。。

2 - 7 707 718 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15					
段階移行時期₽	段階移行要件₽	確認方法₽			
له	覆土の施工が完了していること。↓ ↓	施工完了時の覆土の検査₽			
理設段階から保全 段階へ移行する時	廃棄物理設地の閉じ込めの機能が確保されていること。↓	廃棄物理設地に係る保全,監視の結 果₽			
期₽ 	廃棄物理設施設の長期的な安全性が確保 される見通しがあること。↓	"定期的な評価等"の結果₽			
	所要期間の後で,覆土に陥没,沈下がないこと。↓ ↓	巡視・点検の結果から覆土の陥没, 沈下『がなかったこと又は必要に応 じて修復の措置が講じられているこ とを表わず保全記録』			
周辺監視区域の廃 止時₽	廃棄物理設地の移行抑制が適切に機能し ていること。↓	監視の結果₽			

"第二種廃棄物埋設に関する記録"

"定期的な評価等"の結果₽

に基づく計算結果₽

表 3 ピット処分の段階移行要件と確認方法

表 4 トレンチ処分の段階移行要件と確認方法

放射能が減衰していること。↩

される見通しがあること。↩

廃棄物理設施設の長期的な安全性が確保

<u>X: ! > > /C/X 4X FID 11 X II C RE ROUSE</u>					
段階移行時期₽	段階移行要件₽	確認方法₽			
	覆土の施工が完了していること。↓ ↓	施工完了時の覆土の検査や			
埋設段階から保 全段階へ移行す	廃棄物理設地の移行抑制が適切に機能して いること。↩	監視の結果₽			
る時期↓ ↓	放射能が減衰していること。↩	"第二種廃棄物理設に関する記録"に 基づく計算結果₽			
	廃棄物理設施設の長期的な安全性が確保される見通しがあること。↓	"定期的な評価等"の結果↓			

2. 記録

2-1. 一般

低レベル放射性廃棄物処分における記録管理は、廃棄物埋設地の適正な維持管理のために必要な記録を 適切に保存することによって廃棄物埋設地の保全、第二種廃棄物埋設事業の廃止以降の処分場の安全性を 保証するために必要なものであり、ここに廃止措置の開始まで及び廃止措置の開始以降において保管すべ き記録の項目及びその保存方法についての留意事項を規定する。

注記 法令で義務づけられている記録事項については事業規則に定められている。

2-2. 第二種廃棄物埋設事業期間における記録

(1) 記録の項目

低レベル放射性廃棄物の処分において取得される立地、廃棄物、施設設計・建設、施設検査、安全評価、 操業・管理、保全・保守、覆土の施工、定期的な評価等、防護措置などに係るデータを含む情報を対象に、 それらの安全確保上の重要度を検討し、廃止措置の開始まで保存すべき記録項目を選定する。

(2) 記録の保存方法

管理期間中にあっては、人が直接知覚でき、廃止措置の開始までの期間の保存性に配慮した素材(例 耐久性の優れた紙)によって記録を作成するとともに、バックアップとして、電磁的方法によって記録を作成し、保存することができる。また、電磁的方法による記録は、そのデータの劣化、入力方式の変更及び電子機器の進化などを考慮して、適宜更新作業を行う。

(3) 記録の保存期間

廃棄物埋設地の保全に支障をきたす事象を抑制するために必要な情報及び廃止措置に必要な情報の記録

の保存期間は、所管行政庁の長の廃止措置の終了確認を受けるまでとする。

2-3. 第二種廃棄物埋設事業の廃止時の記録

(1) 記録の項目

処分場に関する記録情報は、将来世代の人々が、現世代が残した放射性廃棄物処分場の不認知による偶 発的な侵入を避けるため、また処分場に埋設された放射性廃棄物及びその周辺の区域の再利用を考える場 合に有用なものとする。また、第二種廃棄物埋設事業の廃止以降において、処分に関する記録情報の管理 を引き継ぐ公的機関などが有効に活用できるものとする。これらの点を考慮して、廃止措置の開始までに 保存した記録項目の中から同事業の廃止以降に保存すべき記録項目を選定する。

記録項目の選定, 重要度, 保存時間の検討例を表5に示す。

(2) 記録の保存方法

第二種廃棄物埋設事業の廃止以降の記録にあっては、長期的な保存の必要性があることから耐久性のある素材を用いるなどの記録の保存方法を採用することが望ましい。

表 5 記録項目の重要度と保存期間の検討(例)

			記録の意義₽		保存期間₽	
分類₽	記錄項目↩	事業規則↓ 〈保存期間〉↓	廃棄物理 設地の維 持管理₽	偶発的な侵 入の抑制, 跡地利用情 報↩	廃止措 置の開 始まで₽	廃止措置 の開始以 後₽
処分場の地理的 な位置及びサイ	気象、地盤、水理、地震、社会環境₽	第二条,第三条← 事業許可申請←	有益₽	有益↩	00	O
トデータ	積算降雨量₽	第十三条 記録 (廃止まで) ↩	有益₽	− ₽	04	→
	地下水の水位₽	第十三条 記録 (廃止まで) ↓	有益₽		04	→
廃棄体(又は放射性廃棄物)の 情報	埋設した放射性廃棄物の種類,数量,放射性物質の数量,埋設した日,埋設を行った場所,埋設に関する確認結果(確認証)↓	第七条・廃棄体確認申請↓ 第八条・廃棄物の技術基準↓ 第九条・確認証↓ 第十三条・記録(廃止まで)↓ 第二十条・保安規定↓	有益₽	有益↩	04	00
	事業所で用いた資材などに含まれる放射性廃棄物 の放射能濃度確認の記録↓	第十三条·記録(搬出後十年間)₽	有益↩	→	040	- ->
処分場の設計, 建設₽	廃棄物埋設施設の設計図,構造図,設計計算書, 図面,工事工程表,埋設計画,それらの検査結果 (確認証も含む)↓	第四条 施設確認申請→ 第六条 施設の技術基準→ 第九条 確認記 第十三条 記録〈廃止まで〉→ 第二十条 保安規定→	有益₽	有益₽	04	00
安全評価₽	被ばく管理,廃棄の説明書↓ 操業上の故障などに関する説明書↓	第二条,第三条↓ 許可申請書↓	有益₽	有益₽	00	Ĉ
	運転記録↩	第二十条·保安規定₽	有益₽	₽	04	1
処分場の操業。	放射線管理記録↩	第十三条:記録(十年以内)₽	- -₽	₽	₽	→
管理・監視↩	地下水中の放射性物質濃度の記録↓ (閉じ込め,移行抑制の監視結果など)↓	第十三条・記録(廃止まで)↩	有益↩	有益₽	00	00
	埋設保全区域の設定₽	第十七条・廃棄物理設地の保全₽	有益₽	有益₽	O#	00
	巡視・点検の結果↩	第十六条: 巡視及び点検√	- ₽	- ₽	- ₽	₽
処分場の保全, 保守,事故√	廃棄物埋設地に係る保守記録↩	第十三条·記録(廃止まで)↓	₽	→	→	→
床订,尹昳**	廃棄物理設地の修理記録↩	第十三条 記録 (廃止まで) ↩	有益↩	有益₽	00	00
	廃棄物埋設地の事故記録↩	第十三条 記録 (廃止まで) ↩	有益₽	有益₽	00	00